

○ 基本手当に係る論点（雇用保険基本問題研究会資料より）

- ① 雇用保険制度は、a 労働者の失業中の生活の安定と産業に必要な労働力の維持保全を図るとともに、b 失業者の早期再就職を促進するという目的を有している。
このため、雇用保険制度の中核をなす給付である基本手当の給付水準については、このような二つの目的を両立させるようなものとするのが適当ではないか。この場合、雇用保険制度が、国民の最低生活を保障する生活保護制度とは、その趣旨、目的を異にしていることにも十分な留意が必要ではないか。
- ② ① a の目的を達成するためには、失業中であっても、失業前の生活水準をできるだけ維持できるような給付水準を確保し、落ち着いて求職活動を行えるようにしていく必要があることから、離職前の賃金水準の一定割合を給付する定率制の仕組みを基本とすることが適当ではないか。
- ③ ① b の目的を達成するためには、給付が高水準である場合、労働市場における再就職時の賃金水準との逆転現象を引き起こし、失業期間を長期化するという弊害を生じさせることから、定率制の考え方のみで給付の設計を行うことは適当ではないのではないか。
- ④ 保険料負担に応じた給付という観点からは、現行制度のような「低厚高薄」方式をとることに問題はないのではないかと。また、基本手当日額を決定する上で再就職時賃金の動向を考慮することは、再就職時賃金が低下している現状においては「低賃金雇用を誘導するものである」との考え方についてどう考えるか。一方、再就職時賃金は労働市場における労働力需給によって決まるものであり、問題視するとしても経済政策や雇用創出対策により対応すべきとの考え方についてどう考えるか。
- ⑤ 仮に給付を定額制とすると、基本的に賃金収入に比例している保険料負担と給付水準の関連性が全くなり、保険料負担者の合意が得にくくなるのではないかと。また、仮に、極端に低額の定額給付が設定されれば、求職活動に要する諸経費の援助に欠け、基本手当の役割が果たせないおそれが生ずるのではないかと。逆に、そのような低水準ではない定額制を採った場合は、離職前賃金が低い者については給付が相対的に高水準となり、再就職時賃金との逆転現象を生ずる可能性が高くなって、早期再就職には大きなマイナスとなり、離職前賃金が高い者については給付が不十分で、失業中の生活の安定と労働力の維持保全が図られにくくなるのではないかと。
- ⑥ 欧米先進諸国において定額制を採用しているのは、国民保険制度として他の社会保険制度と一体的な制度運営がなされ、失業扶助制度と連続して給付が行われている英国のみであり、他国はすべて定率制を基本としていることに留意が必要ではないかと。
- ⑦ 基本手当日額については、現在のような定率性と定額制の中間的な制度（現在は、離職前賃金の原則 50 ～ 80 %。給付率は離職前賃金額が高くなるにつれて逡減。）と

し、高額とはならない適切な上限額を設定し、上記①に掲げた二つの目的を達成することができるようにするとともに、一定の所得再分配機能を発揮させることとしていくことが適当ではないか。

- ⑧ 我が国の労働市場の実情を踏まえ、就職困難度に着目し、離職理由、年齢階層及び被保険者であった期間に応じて所定給付日数の長短を定める現行の仕組みを維持すべきか。

特に、給付日数の長短を被保険者であった期間に応じて決めることは、雇用保険を貯蓄のように扱うものであり、適当ではないとの考え方についてどう考えるか(例：独・仏は年齢階層及び被保険者であった期間、英は年齢階層を考慮)。

- ⑨ 労働力の維持保全と再就職の促進という2つの要請を両立させるための工夫として、支給期間が一定期間を超えた場合に給付率を逡減させていくという考え方についてどう考えるか(例：2001年改正前の仏)。

- ⑩ 基本手当の支給の前提となる失業の認定については、「労働の意思」を適正に確認するとともに、早期再就職を実現するため、職業紹介と一体的に実施する制度運営を行うことが必要ではないか。また、失業認定の具体的方法について、受給者の早期再就職を一層促進し、認定を適正に行う観点から、見直す点はあるか。

- ⑪ 自発的離職者に対する給付についてどう考えるか。そもそも、自発・非自発を峻別することが困難ではないか。

自発的離職者は離職前に予め再就職の準備をすることが可能であるため相対的に短期間の給付で足りるとしても、労働移動の円滑化等のため、一定の給付を行うべきではないか。また、保険料負担との関係をどのように整理するか(例：米は事業主負担保険料のみを財源とし、非自発的離職の場合のみ給付)。

- ⑫ 給付制限について、受給者の早期再就職を一層促進する観点から、見直す点はないか。例えば、公共職業安定所からの紹介を拒否した場合の給付制限について、1箇月を2箇月としたり、定められた回数拒否した場合には支給自体を停止する等厳格化すべきではないか。

- ⑬ 基本手当受給中の者が就業した場合、内職減額方式と就業手当方式のバランスを就業促進型となるよう見直すべきではないか。また、内職減額の仕組み自体も就業促進型に改めるべきではないか。

- ⑭ 長期失業者の対策について、どう考えるか。英独仏のような手厚い失業扶助制度を設けることは、難しいのではないか。

- ⑮ 失業等給付の非課税の在り方について、どう考えるか。

一般求職者給付の支給状況（基本手当基本分）

（単位：人、千円）

	① 初回受給者数			② 受給者実人員			② 支給金額		
		男	女		男	女		男	女
12年度	2,099,963	969,423	1,130,540	1,029,410	522,044	507,366	1,892,908,616	1,156,427,745	736,480,871
13年度	2,375,228	1,133,440	1,241,788	1,106,457	555,251	551,207	2,013,622,077	1,213,785,058	799,837,019
14年度	2,312,366	1,136,096	1,176,270	1,048,391	553,994	494,398	1,938,180,010	1,231,414,512	706,765,498
15年度	1,990,245	927,321	1,062,924	839,487	425,338	414,149	1,448,076,575	873,415,023	574,661,552
16年度	1,790,799	787,813	1,002,986	682,046	321,770	360,276	1,049,981,999	579,300,224	470,681,775
平成17年2月	137,689	61,531	76,158	603,275	283,345	319,930	71,237,319	39,049,238	32,188,081
3月	131,986	59,075	72,911	607,477	287,751	319,726	83,992,291	46,297,833	37,694,458
4月	162,333	72,568	89,765	600,347	283,292	317,055	71,913,137	39,527,888	32,385,249
5月	191,784	78,700	113,084	619,510	283,469	336,041	75,223,328	40,694,264	34,529,064
6月	151,213	63,879	87,334	679,962	306,878	373,084	89,843,738	47,565,442	42,278,295
7月	139,646	57,523	82,123	680,525	301,048	379,477	80,640,437	41,759,623	38,880,815
8月	168,636	68,352	100,284	721,409	315,496	405,913	94,161,090	48,531,522	45,629,568
9月	130,265	53,706	76,559	668,762	295,563	373,199	83,887,802	43,113,098	40,774,803
10月	126,639	53,278	73,361	637,740	279,185	358,555	77,138,079	39,284,554	37,853,525
11月	143,297	60,331	82,966	615,573	270,491	345,082	78,691,754	40,559,521	38,132,233
12月	118,131	47,772	70,359	590,100	260,344	329,756	70,111,184	36,301,541	33,809,643
平成18年1月	119,498	51,543	67,955	585,839	261,296	324,543	76,439,310	39,967,918	36,471,392
2月	131,748	56,979	74,769	570,306	257,153	313,153	65,741,120	34,665,464	31,075,656

（注）年度計は決算終了後の確定値であり、各月分は業務統計による暫定値である。

2 高年齢求職者給付金

高年齢求職者給付金の概要

同一の適用事業主に 65 歳以前から引き続いて雇用されている 65 歳以上の被保険者（高年齢継続被保険者）が失業した場合において、離職の日前 1 年間に被保険者期間が 6 月以上ある場合には、公共職業安定所において失業認定を行った上で、基本手当日額の一定日数分の一時金が支給される。

被保険者であった期間	1 年未満	1 年以上
高年齢求職者給付金の額	基本手当日額の 30 日分	基本手当日額の 50 日分